

建設産業活性化推進の取り組みについて

1. 滋賀建設産業魅力アップ事業

今年度から官民が連携して、建設産業の魅力を発信する取り組みとして「滋賀県建設産業魅力アップ実行委員会」を組織し、以下のとおり事業を推進しています。

○実行委員会等：平成 27 年 6 月 4 日 設立総会

同日 第 1 回実行委員会

平成 27 年 9 月 1 日 企画運営委員会

○構成団体：滋賀県、国土交通省 滋賀国道事務所、厚生労働省 滋賀労働局

滋賀県建設業協会、滋賀県建設産業団体連合会

○事業内容：

(1) 建設産業魅力アップイベント事業

- 1) 魅力発信イベントの開催（「滋賀けんせつみらいフェスタ」別紙 1 参照）
- 2) 現場見学会
- 3) モノづくり体験（「防災かまどベンチ」の製作）

(2) 広報事業

広報誌の作成

配布対象) 県内小学生および中学生、関係団体

配布時期) 平成 28 年 2 月頃

内 容) 技能者を中心とした職種（建設業、専門工事業）について
漫画+インタビューによる紹介、PR

配布部数) 10,000 部

(3) 担い手育成確保支援事業

1) 実態調査

事業内容) 滋賀県の建設産業における「技能者」の雇用に係る調査・分析

（採用の実態、求人活動の実態、人材確保・育成の取組み状況）

実施時期) 平成 27 年 11 月～12 月

2) 各種セミナー（講師派遣等）

事業内容) 事業主に対し、若手の雇用推進（離職率の改善を含む）に関する情報

提供や、技術継承も含めた意識改革に繋がるセミナー、講師派遣

（各専門工事業団体の要望に基づき実施）

実施時期) 平成 27 年 12 月～平成 28 年 1 月

2. 短期的取組の実施状況について

「短期的取り組みの概要（県）」（別紙2）のとおりです。

3. 今後の展開について

「短期的取り組み」を着実に実施し、順次、施策を展開していきます。

また、建設業界関係者、学識経験者、行政機関等で構成する「（仮称）滋賀県建設産業活性化推進のための懇話会」を組織し、取り組みに対する検証を行います。

各種制作体験コーナー

普段見ることのできない工事現場を見学!
普段乗ることのできない特殊な車を見たり、試乗できる!

制作コーナーが盛りだくさん!
イベントの思い出を作ろう!

特殊作業車の試乗体験&展示!

創る楽しみ
見つけよう!

滋賀
**けんせつ
みらい
フェスタ**
2015

いろんな作品がいっぱい!
優秀者の表彰式もあるよ!

マスコットキャラクター
ニニャーテ

滋賀のご当地アイドル
「Fleurette」がやってくる!

Fleurette

フォトコンテスト
絵画・作文コンクール
表彰式&作品展示

大人気の
アイドルユニット
「Fleurette」の
ミニコンサート!

同時開催!
びわこフェスタ2015

滋賀県全域から「滋賀県を支えるいろいろなお仕事」が大集合!見て触って体験して、楽しくお仕事に触れられる企画やおいしい飲食をご用意しています。
ぜひ、ブースに遊びに来てください!

プロフィール

2014年5月に滋賀県のアイドルユニットとしてデビュー。地元滋賀をはじめ、京都、大阪、神戸、名古屋等のライブイベントほか、草津温泉大使(KUSATSU BOOSTERS)、近江八幡署署特命大使等も行っております。

●アクセスマップ

●会場内マップ

日 時
11月8日(日)
10:00-16:00
大津港業務用地
※周辺駐車場(有料)に限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

主催/滋賀県建設産業魅力アップ実行委員会 お問い合わせ/077-522-3232 詳しくはWebで! 夢けんせつ 検索

開催イベントのご案内

ステージイベント

- ・親子丸太切り競争(事前要予約)
- ・チェーンソー彫刻実演
- ・中学生プラスバンド演奏
- ・幼稚園児によるお歌、手遊び、ダンス
- ・保育園児による和太鼓・鼓笛隊演奏
- ・「Fleurette」ミニコンサート



相談コーナー

- ・不動産無料相談、住宅ローン相談
- ・建築・住まいの相談会
- ・リフォームの相談会(事前要予約)
- ・空き家の相談会(事前要予約)
- ・住宅の建築相談会(事前要予約)
- ・耐震の相談会(事前要予約)



展示コーナー

- ・フォトコンテスト・絵画コンテスト作品
- ・建築甲子園作品
- ・各種モデル展示(空調機器、防水施行等)
- ・各種パネル展示(事業PR、造園関係等)
- ・古工具の展示
- ・県内河川の石の標本
- ・舗装の各種供試体



模擬店・プレゼント

- ・各種飲食・販売ブース(有料)
- ・スーパーボールすくい
- ・ヨーヨー釣り
- ・花の種の配布
- ・ヘリウム風船の配布
- ・くみちゃんグッズプレゼント
- ・各種カタログ配布
- ・コンクリートクイズ



実演体験コーナー

- ・ミニテトラボット制作体験(事前要予約)
- ・環境体験教室(事前要予約)
- ・防災かまどベンチの設置
- ・工事現場見学会(①10:30 / ②13:00)
- ・CIMの説明と3Dプリンターによる実演
- ・工事現場バーチャル写真
- ・マルチローター飛行
- ・積木遊び
- ・ベニヤドーム作り
- ・オリジナルパズル作り
- ・ビデオ映像上映
- ・鉄骨製作工場のPR用DVD上映
- ・銅板レリーフ制作体験
- ・宝石さがし
- ・くみちゃんCMビデオ放映
- ・シーリング体験コーナー
- ・電線の剥離実演



機械試乗体験コーナー

- ・高所作業車(事前要予約)
- ・バックホウ(事前要予約)
- ・移動式クレーン展示、試乗体験
- ・コンクリートミキサー車展示運転席での写真撮影
- ・ミニバックホウによるヨーヨーすくい



事前要予約イベント応募方法

参加人数に限りがあるため、事前予約をお願いします。また応募者多数の場合は、抽選とさせていただきます。下記の各団体ホームページより申込みください。



- 親子丸太切り競争、ミニテトラボット制作体験
高所作業車試乗体験、バックホー試乗体験、環境体験教室
▶(一社)滋賀県建設業協会(夢けんせつ)
<http://www.yumeken.or.jp/>
- リフォームの相談会、空き家の相談会
▶(公社)滋賀県建築士会 <http://www.kentikushikai.jp/>
- 住宅の建築相談会、耐震の相談会
▶(公社)滋賀県建築士事務所協会 <http://www.shiga-jk.jp/>
※尚、(一社)滋賀県建設業協会(夢けんせつ)からも各団体ホームページを検索いただけます。

※天候や諸事情により、イベントの変更や中止が発生することがあります。ご了承ください。

主 催／滋賀県建設産業魅力アップ実行委員会

構成団体／(一社)滋賀県建設業協会、滋賀県、国土交通省近畿地方整備局 滋賀国道路事務所、厚生労働省滋賀労働局、(公社)滋賀県建設産業団体連合会、(公社)滋賀県建築士会、
(一社)全国クレーン建設業協会滋賀支部、滋賀県電気工業事業組合、(一社)滋賀県土木施工管理技術会、(一社)滋賀県造園協会、滋賀県管工事業協同組合連合会、(一社)滋賀県空調衛生設備工業協会、
(一社)滋賀県建築士事務所協会、(公社)滋賀県宅地建物取引業協会、滋賀県織機工業組合、滋賀県板金工業組合、滋賀県塗装工業協同組合、(一社)滋賀県骨材協会、(一社)滋賀県電業協会、
滋賀県アスコン事業協同組合、滋賀県コンクリート製品協会、大津生コンクリート協同組合、滋賀県防水工事業協会、(株)大津給食センター、(社團)共生シンフォニー(まちかどプロジェクト)
障害福祉サービス事業所 嶋根

協力団体・企業／滋賀県建設業協同組合、(一社)滋賀県建築設計計画会、滋賀県建設機械リース業協会、西日本建設業協会(株)、(一社)滋賀県測量設計技術協会、滋賀県左官工業組合、(株)SIN 滋賀産業新聞、
建設業労働災害対策会滋賀県支部、建設共済賃貸支部、大嵐山林組合、コベルコクレーン(株)、(株)タダノ、(株)加藤製作所、滋賀生コン協同組合、滋北生コンクリート協同組合、ひかり保育園、
大津市立郷原幼稚園、大津市立平野幼稚園、大津市立打出中学校、滋賀建農(株)、UDトラックス(株)

観覧料金協力企業／(株)森原組、(株)昭建 「ニニャーテ」キャラクターデザイン／寅猫

短期的取り組みの概要(県)

(別紙2)

1. 地域の発展と安全・安心の担い手の魅力ある活躍

短期的取り組みの方向性	具体的施策	実施時期	H27実施状況(H27.9末)
① 災害等への緊急対応への取り組みの強化拡大	「防災協定の締結」の総合評価方式での評価	継続実施	継続運用
② 県内企業・県内材料調達の利用促進	総合評価方式において「県内企業の下請活用」等について評価など	H26より継続	継続運用
③ 地域社会に貢献できる企業の育成	入札参加資格審査の主觀点数に反映等の工夫	継続実施	継続運用、H27.10申請～消防団活動等追加
④ コンプライアンスの普及・徹底	入札参加資格審査の主觀点数に反映	H27より実施	H27.10申請～コンプライアンス取組追加

2. 優れた能力が發揮できる環境整備

短期的取り組みの方向性	具体的施策	実施時期	H27実施状況(H27.9末)
① 価格と品質が優れた調達の実現	総合評価方式の適用範囲の拡大	継続実施	H27.4～適用範囲拡大(一億円以上の工事すべて適用)60件(9月末)
② 優れた技術力を有する企業の活用	総合評価方式の二極化の推進(技術力重視と事務の簡素化重視の二極化)	継続実施	H27.4～適用範囲改定
③ 適正な価格による契約の推進(ダンピング対策の強化)	適時・適正な入札契約制度の見直し等	継続実施	H27.10～積算基準書改定、法定福利費周知徹底(別紙3)
④ 下請契約における透明性の確保	企業訪問等による指導・啓発(H26:82者)	H26より継続	58社訪問(9月末)

3. 将来にわたって地域を支える人と技の継承

短期的取り組みの方向性	具体的施策	実施時期	H27実施状況(H27.9末)
① 専門工事業者や技能労働者等の育成・確保	「ものづくりマイスター」制度の広報など	H26より継続	継続実施、「滋賀けんせつみらいフェスタ」で広報
② 幅広い研修制度の充実	民間土木技術者研修の活用	継続実施	8回実施(9月末)、10月開催予定
③ 若手技術者育成型工事の発注	総合評価方式において「若手・女性技術者の配置」について評価など	H27より実施	H27.4～改定運用
④ 女性技術者の育成・確保	女性限定現場見学会など	H26より継続	1月開催予定
⑤ 表彰制度の充実	若手・女性技術者表彰制度の運用	H27より実施	12月表彰予定
⑥ 発注の平準化	債務負担工事の活用など発注時期の平準化	継続実施	継続実施
⑦ 建設業関係従事者の待遇の改善	社会保険未加入対策を入札参加資格に義務付けなど	H26実施継続	継続運用
⑧ 県発注工事における提出書類の簡素化	工事書類作成マニュアルの整備および共通仕様書の改定	H26より継続	3月工事書類作成マニュアル作成、共通仕様書改定予定
⑨ 建設業の魅力を若者に伝える現場実習等の積極的展開	現場見学会の開催など魅力発信施策の展開	H26より継続	2月開催予定
⑩ 建設産業担い手確保のための連携	協議会等(行政・業界団体・教育機関・労働局等)の開催	H26より継続	2月開催予定
⑪ 小・中学生、高校生を対象とした建設産業の魅力発信施策の展開	現場見学会の開催など魅力発信施策の展開	H26より継続	10月、11月開催予定
⑫ 建設産業への新卒採用者についてのサポート	セミナーの開催など採用についてのサポート	H27より実施	12月～1月開催予定

4. 未来を拓く子どもたちへ

*イベントはH27から

短期的取り組みの方向性	具体的施策	実施時期	H27実施状況(H27.9末)
① マスコミや県広報誌等を活用した建設産業魅力発信施策の推進	広報誌の発行、イベントの開催等	※H26より継続	2月広報誌発行、11/8「滋賀けんせつみらいフェスタ」開催
② 建設工事における「ものづくりの見える化」の発信	ものづくりの見える化に考慮した現場見学会の開催	H26より継続	8回開催(9月末)
③ 県民を対象とした現場見学会の実施	現場見学会の開催	H26より継続	11月開催予定

建設工事の入札に参加される皆様へ

土木工事版

滋賀県 土木交通部

建設産業においては、法定福利費（健康保険、厚生年金保険および雇用保険）を適正に負担しない社会保険等未加入企業が存在することから、建設業従事者への公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっています。

このため、全国的に行政、建設業界など関係者が一体となった社会保険加入の徹底等の取組が行われているところです。本県においても下記のとおりの取組等を行っていますのでお知らせします。

■ 社会保険等未加入対策について

元請企業

建設工事入札参加資格の審査において社会保険等の加入状況を確認することとし、社会保険等未加入企業は平成27年度以降の名簿に登載しません。

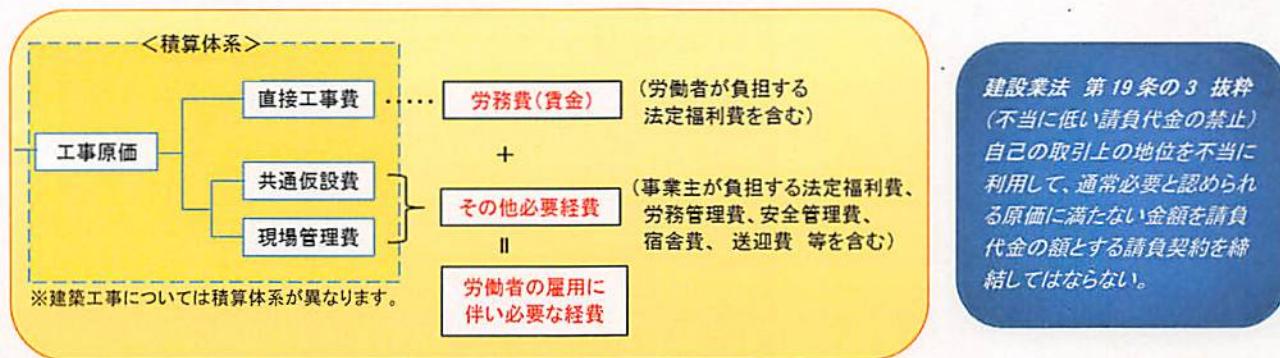
下請企業

平成27年10月1日以降に本県が入札手続きを開始する工事のうち、下請総額が3千万円（建築一式工事は4千5百万円）以上の工事については、一次下請企業を原則として社会保険等加入企業に限定します。

■ 下請契約における法定福利費等の確保について

積算体系においては、労働者が負担する法定福利費は直接工事費の労務費に含まれています。また、下請企業が負担する法定福利費を含むその他必要経費は、共通仮設費や現場管理費に含まれています（下図参照）。

下請契約の締結にあたっては、不當に契約額が低く抑えられることがないよう、法定福利費を含むその他必要経費を見込んだ適切な価格での契約締結に努めてください。



滋賀県における公共工事設計労務単価の例(普通作業員の場合(平成27年4月1日時点))

	(円/日)
普通作業員	
公共工事設計労務単価	16,000
公共工事設計労務単価+その他必要経費(法定福利費の事業主負担額、労務管理費、宿舎費等)	22,500

「建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示（試行）」（国土交通省）より
(http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo14_hh_000486.html)



- ✓ 元請・下請間の契約は、法定福利費を含んだ適切な額で締結しましょう。
- ✓ 下請契約時には法定福利費が内訳明示された標準見積書を活用しましょう。
- ✓ 下請企業へも社会保険への加入等について周知啓発をお願いします。

